**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成三十年三月五日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成三十年三月十三日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成三十年二月十六日

東京都千代田区九段北一丁目一二番六号

コムソフト株式会社

代表取締役　今村　善一

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成三十年三月五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を四千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年二月十六日

東京都中央区銀座四丁目一二番一五号歌舞伎座タワー

株式会社ＭＤＩ

代表取締役　深山　将史

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成三十年三月五日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成三十年三月十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成三十年二月十六日

東京都港区芝公園二丁目四番一号

株式会社ＥＰＡＲＫからだリフレ

代表取締役　岡崎　文昭

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成三十年三月五日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年二月十六日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一六番三号

ログリー株式会社

代表取締役　吉永　浩和

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成三十年三月五日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成三十年三月二十日開催予定の普通株主による種類株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成三十年二月十六日

東京都港区三田三丁目一番一七号

株式会社ライフィ

代表取締役　澤田　努

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成三十年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年二月十六日

秋田市土崎港相染町字浜ナシ山一七番一〇

秋田共栄物産株式会社

代表取締役　桜庭　長悦

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成三十年三月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年二月十六日

東京都江東区亀戸五丁目四四番八号

白石工業株式会社

代表取締役　白石　創士

**株式移転につき通知公告**

当社は、ミルコンホールディングス株式会社（住所福井市長本町二〇二番地）を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので公告します。

つきましては、反対株主の株式買取請求をされる株主は、本公告掲載の日から二十日以内にお申し出下さい。

平成三十年二月十六日

福井市長本町二〇二番地

株式会社ミルコン

代表取締役　見谷　英貞

**合併につき株券等提出公告**

当社は、ＳＴホールディングス株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成三十年二月十六日

横浜市港北区新横浜三丁目二三番地三

株式会社スタック

代表取締役　杉山　孝

平成三十年二月十六日

東京都港区三田三丁目一番一七号

株式会社ライフィ

代表取締役　澤田　努

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成三十年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年二月十六日

秋田市土崎港相染町字浜ナシ山一七番一〇

秋田共栄物産株式会社

代表取締役　桜庭　長悦

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成三十年三月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年二月十六日

東京都江東区亀戸五丁目四四番八号

白石工業株式会社

代表取締役　白石　創士

**株式移転につき通知公告**

当社は、ミルコンホールディングス株式会社（住所福井市長本町二〇二番地）を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので公告します。

つきましては、反対株主の株式買取請求をされる株主は、本公告掲載の日から二十日以内にお申し出下さい。

平成三十年二月十六日

福井市長本町二〇二番地

株式会社ミルコン

代表取締役　見谷　英貞

**合併につき株券等提出公告**

当社は、ＳＴホールディングス株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成三十年二月十六日

横浜市港北区新横浜三丁目二三番地三

株式会社スタック

代表取締役　杉山　孝

**合併につき株券等提出公告**

当社は、中京ファイナンス株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成三十年二月十六日

愛知県名古屋市中区栄三丁目三三番一三号

中京ビジネスサービス株式会社

代表取締役　市野　武

**合併につき株券等提出公告**

当社は、中京ファイナンス株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成三十年二月十六日

愛知県名古屋市中区栄三丁目三三番一三号

中京ビジネスサービス株式会社

代表取締役　市野　武

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である洪根昊が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年二月十六日

福岡市博多区沖浜町一二―一　博多港センタービル三〇二号　株式会社大亜高速海運

日本における代表者　洪　根　昊

連絡先

長崎県対馬市厳原町東里二二三番地

**限定承認公告**

本籍北海道函館市亀田港町五三番、最後の住所北海道函館市亀田港町五三番一二号

被相続人　亡　澁川　弘幸

右被相続人は平成二十九年三月十五日死亡し、その相続人は平成二十年二月六日函館家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十六日

札幌市北区屯田六条三丁目八番三二―三〇五号

限定承認者伏野愛唯

法定代理人親権者父　伏野　悠介

法定代理人親権者母　伏野　梨乃

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である洪根昊が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年二月十六日

福岡市博多区沖浜町一二―一　博多港センタービル三〇二号　株式会社大亜高速海運

日本における代表者　洪　根　昊

連絡先

長崎県対馬市厳原町東里二二三番地

**限定承認公告**

本籍北海道函館市亀田港町五三番、最後の住所北海道函館市亀田港町五三番一二号

被相続人　亡　澁川　弘幸

右被相続人は平成二十九年三月十五日死亡し、その相続人は平成二十年二月六日函館家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十六日

札幌市北区屯田六条三丁目八番三二―三〇五号

限定承認者伏野愛唯

法定代理人親権者父　伏野　悠介

法定代理人親権者母　伏野　梨乃

**限定承認公告**

本籍北海道帯広市東七条南一八丁目一番地三三、最後の住所埼玉県川口市芝樋ノ爪二丁目二番一五号　ジュネパレス芝一〇一号

被相続人　亡　西明　隆

右被相続人は平成二十九年八月六日死亡し、その相続人は平成三十年二月五日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十六日

北海道帯広市西四条南一丁目一八番地一

弁護士法人岩田法律事務所

右代理人　弁護士　岩田　圭只

**限定承認公告**

本籍東京都清瀬市元町一丁目七番、最後の住所東京都清瀬市元町一丁目七番八号清瀬貴志ビル四〇五号

被相続人　亡　菅野　愛

右被相続人は推定平成二十八年十二月二十二日死亡し、その相続人は平成三十年一月三十日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十六日

埼玉県新座市新堀一丁目三番一四号

相続財産管理人　菅野　豊

**限定承認公告**

本籍東京都練馬区豊玉中二丁目一〇番地、最後の住所東京都板橋区舟渡二丁目一二番三―三〇六号ライオンズマンション浮間公園

被相続人　亡　宮下　照雄

右被相続人は平成二十九年十月十九日死亡し、その相続人は平成三十年二月二日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十六日

東京都板橋区舟渡二丁目一二番三―三〇六号ライオンズマンション浮間公園

相続財産管理人　宮下　薫